

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による
介護保険料の減免について

【対象者】 ①もしくは②に該当される方

①新型コロナウイルス感染症により、

その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

⇒ 保険料の「全額免除」

②新型コロナウイルス感染症の影響により、

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第一号被保険者 ⇒ 保険料の「一部を減額」

【要件】

主たる生計維持者について

ア 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること。

イ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

■ 保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

● 減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：当該第一号被保険者保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる
生計維持者の減少することが見込まれる
事業収入等に係る前年の所得額

C：第一号被保険者の属する世帯の主たる
生計維持者の前年の合計所得金額

● 主たる生計維持者の前年の合計所得金額に
応じた減免割合 (D)

200 万円以下の場合：全部 (10 分の 10)

200 万円を超えるとき：10 分の 8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業
の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず
減免割合 (D) は全部

※原則、申請期限は令和 2 年 9 月 17 日ですので、ご注意ください。

ご不明な点は、長寿支援課 (介護給付係) にお問い合わせください。 直通電話 048-982-5119